

第三十二号議案

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の
右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表十八の項ハ(3)中「第十条の四の五第二項」を「第十条の四の十第二項」に改め、同項ハ(4)中「第十条の四の五第三項」を「第十条の四の十第三項」に改め、同項ハ(5)中「第十条の四の八第二項」を「第十条の四の十三第二項」に改め、同項ハ(6)中「第十条の四の八第三項」を「第十条の四の十三第三項」に改め、同表六十一の項を次のように改める。

六十一 削除

第二条の表七十八の項中「いう。」及び「をいう。）」に改め、「条例」という。）」の下に「及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）」を加え、同項ハの次に次のように加える。

ノ 地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二條の二第四項第七号（同法第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による協議及び同法第二十二條の二第八項（同法第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による同意

第二条 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条の表六の二の項を削り、同表十二の項中「、東京都都市整備局関係手数料条例（以下この項において「手数料条

例」という。)を削り、同項イ中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を削り、同表十四の項から十七の項までを次のように改める。

十四及び十五	削除	
--------	----	--

十五の二	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(平成十五年東京都条例第百五十五号)第十四条の規定及び同条例の施行のための規則による特別特定建築物に係る制限の緩和に関する認定。ただし、都の建築主事の確認対象となる建築物に係るものを除く。	各特別区
------	---	------

十六及び十七	削除	
--------	----	--

第二条の表十七の二の項及び十七の三の項を削り、同表十八の項を次のように改める。

十八	建築基準法第十五条第四項の規定及び同法の施行のための規則による知事に提出すべき建築統計の作成。ただし、都の建築主事の確認対象となる建築物に係るものを除く。	各特別区
----	---	------

第二条の表二十二の項を次のように改める。

二十二	東京都駐車場条例(昭和三十三年東京都条例第七十七号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの。ただし、都の建築主事の確認対象となる建築物に附置すべき駐車施設に係るものを除く。 イ 条例第十七条第一項第一号から第三号まで、第十七条の二第一項第一号から第四号まで、第十七条の三第一号から第三号まで、第十七条の四第一項第一号から第四号まで、第十七条の五第三項、第十八条第一項及び第二項並びに第十九条の二第一項第一号及び第二号の規定による駐車施設に係るもの。	各特別区
-----	--	------

る認定

ロ 条例第十八条の二の規定による駐車施設の設置又は変更の届出の受理

ハ 条例第二十条第一項の規定による違反を是正するために必要な措置の命令及び同条第二項の規定による措置命令書の交付

ニ 条例第二十一条第一項の規定による報告の徴取又は資料の提出の要求及び立入検査等

附 則

この条例中第一条の規定は令和五年四月一日から、第二条の規定は令和六年三月一日から施行する。

(提案理由)

特別区が処理する事務の範囲に係る規定を改めるほか、規定を整備する必要がある。